

品川区難病対策地域協議会設置要綱

制定 平成31年3月28日 要綱第75号

改正 令和3年2月16日 要綱第14号

(設置)

第1条 難病患者とその家族（以下「難病患者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策のあり方や体制の整備等に係る協議を行うため、品川区難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 難病患者等への支援体制の課題の情報共有に関すること。
- (2) 地域における関係機関等の緊密な連携に関すること。
- (3) 難病対策のあり方や体制の整備等に関すること。
- (4) その他難病対策に関し、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で、区長が委嘱し、または指名する委員で構成する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 難病医療専門の医師 | 1人 |
| (2) 医師会の代表者 | 2人 |
| (3) 歯科医師会の代表者 | 2人 |
| (4) 薬剤師会の代表者 | 1人 |
| (5) 訪問看護ステーションの代表者 | 2人 |
| (6) 在宅介護支援センターの代表者 | 1人 |
| (7) 難病患者等の会の代表者 | 2人 |
| (8) 品川区保健所長 | |
| (9) 商業・ものづくり課長 | |
| (10) 福祉計画課長 | |
| (11) 高齢者福祉課長 | |
| (12) 障害者福祉課長 | |

(13) 保健予防課長

(委員の任期)

第4条 委嘱する委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、品川区保健所長をもって充て、会務を統括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、個人情報その他の非公開とすべき情報がある会議においては、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、品川区保健所大井保健センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。